

児童扶養手当のご案内

父母の離婚などで、父または母と生計を同じくしていない子どもが育成される家庭(ひとり親家庭)の生活の安定と自立の促進に寄与し、子どもの福祉増進を図ることを目的として支給される手当です。(受給者は児童を養育する母または父等)

- 児童が 18 歳に到達する年度の末日まで受給できます。
- 毎年 8 月に現況届を提出する必要があります。

○手当月額（令和 7 年 4 月～）

	全部支給	一部支給 ※1
児童 1 人の場合	46,690 円	46,680 円～11,010 円
児童 2 人以上の場合	11,030 円	11,020 円～ 5,520 円

※1 所得制限があります(別紙参照)(受給者本人の所得のほか、同居する受給者のきょうだいや直系の親族の所得)

○支払時期（予定）

3～4 月分…5 月 5～6 月分…7 月 7～8 月分…9 月 9～10 月分…11 月
11～12 月分…1 月 1～2 月分…3 月 ※奇数月に 2 カ月分支給します

○申請に必要なもの

◆ 必ず必要なもの

- ☐ 戸籍謄本（請求者）※離婚日のわかるもの
- ☐ 戸籍謄本（児童）※児童の親権者がわかるもの
※戸籍の交付を受けるために運転免許証等本人確認ができる書類が必要です。
- ☐ 預貯金通帳(請求者名義のもの、県内に本支店がある金融機関)※口座番号掲載部分のコピーをとります。
- ☐ 認印（朱肉をつけて押すもの）
- ☐ 年金手帳
- ☐ 個人番号カード又は個人番号の通知カード（請求者、児童、扶養義務者）

◆ 状況に応じて必要なもの

- ☐ アパート等の賃貸借契約書
- ☐ 身体障害者手帳、療育手帳、精神保健手帳 等
- ☐ 年金証書
- ☐ 在留カード

◆ 記入するもの

- ☐ 認定請求書
- ☐ 申立書（別紙 2）
- ☐ 養育費等申告書
- ☐ DV 調査票

※その他事情に応じて上記に記載のない必要書類等が生じる場合があります。

☆ 福祉医療について（母子家庭等・父子家庭等）

ひとり親家庭等の母又は父等の養育者と養育されている児童について、医療費の自己負担分を助成します。

※児童扶養手当と同様の所得制限があります。

- ☐ 全員の健康保険証（保護者、児童のもの）
- ☐ 認印（朱肉をつけて押すもの）
- ☐ 所得課税証明書（10 月末日までに申請する場合は前年度のものも必要）※北方町にて所得が確認できる場合は必要ありません。

令和7年度 児童扶養手当所得制限限度額表

(単位:円)

扶養親族等の数	本 人				孤児等の養育者 配偶者・扶養義務者	
	全部支給		一部支給		収入額	所得額
	収入額	所得額	収入額	所得額		
0	1,420,000	690,000	3,343,000	2,080,000	3,725,000	2,360,000
1	1,900,000	1,070,000	3,850,000	2,460,000	4,200,000	2,740,000
2	2,443,000	1,450,000	4,325,000	2,840,000	4,675,000	3,120,000
3	2,986,000	1,830,000	4,800,000	3,220,000	5,150,000	3,500,000
4	3,529,000	2,210,000	5,275,000	3,600,000	5,625,000	3,880,000
5	4,013,000	2,590,000	5,750,000	3,980,000	6,100,000	4,260,000

<所得額:下記の合算額>

○児童扶養手当施行令第4条第1項による所得額

都道府県民税の総所得金額＋退職所得金額＋山林所得金額＋土地等に係る事業所得等の金額

+長期・短期譲渡所得金額及び商品先物取引に係る雑所得等

※給与所得又は、公的年金に係る雑所得を有している者は、さらに10万円控除すること。

当該金額が0を下回る場合には0とする。

○児童扶養手当施行令第3条に定める金品等の額の8割相当額(一円未満四捨五入)

請求者が母である場合、その監護する児童の父から対象児童について扶養義務を履行するための

費用として受け取った金品等の所得額の8割相当額(一円未満四捨五入)

<控除できる額>

控除の種類	本人	配偶者・扶養義務者	備 考
雑損控除	相当額	相当額	火災等の損失分の控除
医療費控除	相当額	相当額	
小規模企業共済等掛金控除	相当額	相当額	
配偶者特別控除	相当額	相当額	配偶者の所得により控除額が異なる(最高48万円) ※令和元年分以前は38万円
障害者控除	27万円	27万円	おおむね障害基礎年金2級程度
特別障害者控除	40万円	40万円	おおむね障害基礎年金1級程度
勤労学生控除	27万円	27万円	学生で所得が75万円以下で、かつ給与所得等以外の所得が10万円以下
寡婦控除	27万円(母の場合は除く)	27万円	老年者に該当せず所得が基礎控除以下の子を扶養
ひとり親控除	35万円(父母の場合は除く)	35万円	下記3点を満たす場合 ・合計所得金額500万円以下であること。 ・生計を一にする所得が基礎控除以下で、ほかの人の同一生計配偶者や扶養親族になってない子がいる。 ・事実上婚姻関係と同様の事情にあると認められる一定の人がいない。
社会保険・生命保険料控除	8万円	8万円	一律8万円

一部支給額計算式			係数
一子目	46,680	－{(所得額)－(所得制限限度額【下限】)}×係数 ※[]内は十円未満四捨五入	0.0256619
二子目以降	11,020		0.0039568

全部支給

	R7
一子目	46,690
二子目～	11,030

<養育費について>

養育費の合計金額に×0.8したものを所得に加算します。